

10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領

平成27年6月5日改正
平成28年5月27日改正
平成30年6月1日改正
令和元年5月31日改正

(目 的)

第1 この要領は、会員の技術資格取得支援に関する必要な事項を定め、技術資格を取得した会員を支援することにより、会員の能力と技術向上を図り、学習する職場環境を創造し、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

(支援制度の種類)

第2 支援の種類は次のとおりとする。

技術資格取得支援

(支援制度の対象)

第3 支援する対象者は、技術資格を取得した正会員とする。ただし、申請等だけで取得した正会員を除く。

(支援基準)

第4 支援は、技術資格試験に合格し、合格発表の日から6ヶ月以内に合格証の写しを提出した会員について行う。

(支 援 金)

第5 技術資格取得1資格について、5千円を支援する。ただし、一人2つの資格取得までとする。

(対象資格)

第6 別紙表のとおりとする。

(支援にかかる事務分掌)

第7 この要領による事務は福島県建設技術協会調査部が行い、その庶務は同事務局が行う。

(補 則)

第8 この要領に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月14日から施行する。

(別紙) 資格取得支援・対象資格

1 建設業関連の国家資格

- (1) 技術士（建設業に関係がある部門）、技術士（総合技術監理部門）、技術士補
- (2) 1級・2級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士
- (3) 1級・2級建設機械施工技士
- (4) 1級・2級土木施工管理技士
- (5) 1級・2級建築施工管理技士
- (6) 1級・2級造園施工管理技士
- (7) 1級・2級管工事施工管理技士
- (8) 1級・2級電気工事施工管理技士
- (9) 第1種・第2種電気工事士
- (10) 1種・2種・3種電気主任技術者
- (11) 建築基準適合判定資格者
- (12) 宅地建物取引士
- (13) 測 量 士
- (14) 土地区画整理士
- (15) 気象予報士
- (16) 建築設備士 等

2 建設業関連の民間資格

- (1) コンクリート技士・主任技士
- (2) コンクリート診断士
- (3) 舗装施工管理技術者（1級、2級）
- (4) 下水道技術検定（第1種、第2種、第3種）
- (5) 地すべり防止工事士
- (6) 土木鋼構造診断士・診断士補
- (7) 空港工事施工管理技術者
- (8) シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)
- (9) 砂防・急傾斜管理技術者
- (10) 日商簿記検定試験（1級、2級、3級）等

※ なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。